

洋上風力発電特集

一般海域における洋上風力発電事業の選定状況と地域貢献策について

問合せ エネルギー産業政策課 ☎89-2187

◆能代市沖は2区域で促進区域に指定

平成31年4月、内閣府、経済産業省、国土交通省で提出した「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）」が施行されました。

一般海域の占用期間を最大30年間まで可能としたほか、実現するための統一的ルールや、海運業、漁業などの海域利用との調整枠組み等を整備したもので、国では要件の適合状況により「促進区域」、「有望な区域」、「既に一定の準備段階に進んでいる区域」に整理しています。

現在、洋上風力発電に向けた要件を満たす「促進区域」には、5区域が指定を受けており、そのうち、「能代市、三種町及び男鹿市沖」「八峰町及び能代市沖」の2区域に能代市沖が指定されています。



◆選定事業者による

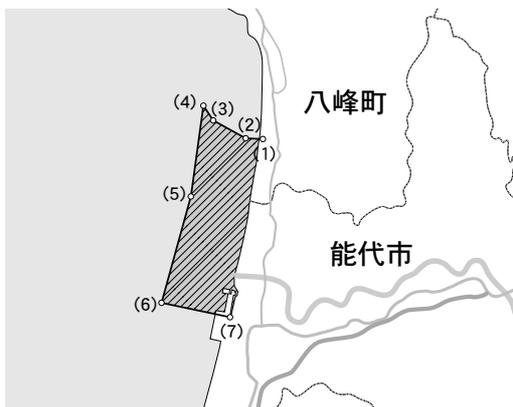
地域貢献策

再エネ海域利用法に基づいて促進区域ごとに示される公募占用指針により、事業者は記載すべき事項を記した公募占用計画を提出することとなります。その評価として、事業実現性に関する評価項目と供給価格があり、事業実現性に関しては、「事業の実施能力」と「地域との調整や事業の波及効果」という観点から評価され、事業者が選定されることとなります。

市では、選定事業者に対して、建設およびメンテナンス時における最大限の地元企業の活用を要請するとともに、事業者選定後の再エネ海域利用法に基づく協議会において、地域貢献策を協議してまいります。

八峰町及び能代市沖

「八峰町及び能代市沖」は3回の法定協議会の後、漁業影響評価に関する実務者会議が開かれました。現在は、公募の手続きの準備段階に進んでいます。



■…洋上風力発電設備の設置可能区域

能代市、三種町及び男鹿市沖

「能代市、三種町及び男鹿市沖」の公募は5月27日に締め切られました。現在は、事業者選定に向け、国の審査など、最終段階に進んでいます。



■…洋上風力発電設備の設置可能区域